

みんなで創る安全・安心なまち

～住みよいまちづくりを目指して～

都市再生整備計画 街路事業



公益社団法人 岐阜県都市整備協会

都市再生整備計画 (旧まちづくり交付金)

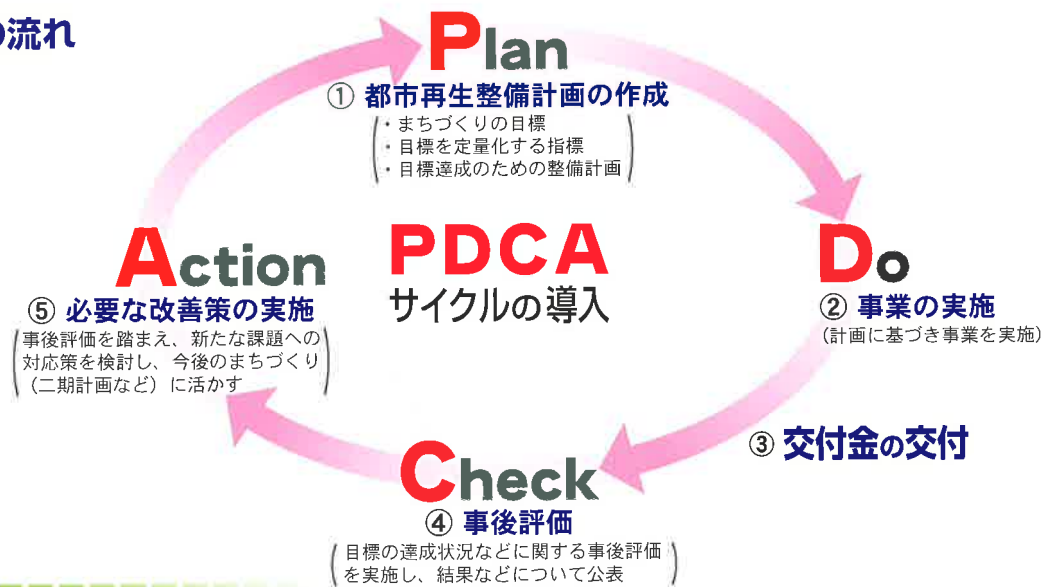
地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業です。

1) 概要

都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付される交付金です。

平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設。平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画として位置付けされています。

都市再生整備計画の流れ



2) 交付期間

概ね3年～5年

3) 国費率

事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

※中心市街地活性化等の国として特に推進すべき施策に関する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

4) 特徴

市町村の自主性・裁量性が高い制度のため、総合的・戦略的にソフトやハードの様々な事業を連携的に実施し、“地域の創意工夫を活かしたオーダーメイド型の計画実現”を図ることで、通常の事業では期待できない相乗効果・波及効果が期待できます。

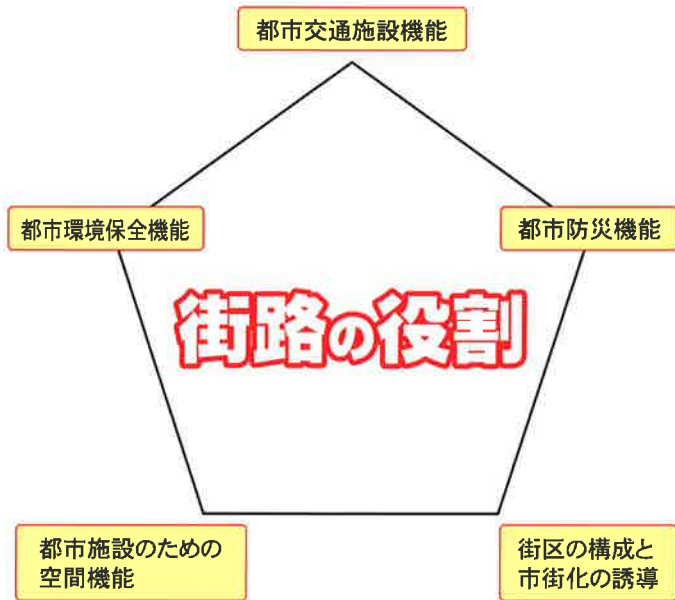
自主性・裁量性が高い制度のため、市町村のまちづくりに対するその責任も大きくなっています。

	従来の補助事業	都市再生整備計画事業
自主性・裁量性の向上	・ 支援メニューが決まっている	・ 市町村の提案に基づく事業を支援対象にすることにより、まちづくりに必要な事業が一体的に実施可能 ・ どの事業にいくら国費を充当するかは市町村の自由
使い勝手の向上	・ 事業間の流用は、変更手続きが必要 ・ 年度間の流用は繰越手続きが必要	・ 事業間の流用が自由であり、変更交付手続きが実質的に不要 ・ 事業の進捗に応じて年度間で国・地方の負担割合を調整可能
目標・指数の明確化	・ 事前調査を重視した制度体系	・ 事前に設定した目標、数値指標の達成状況等に関する事後評価を重視

街路事業

街路事業とは、市街地において都市計画法に基づいた道路を都市計画事業として整備するものであり、都市・地域整備局(都市局)によって所管されるものです(土地区画整理事業または市街地再開発事業として整備される都市計画道路も含まれる)。都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とした事業です。

1) 街路の役割



都市交通施設機能

人及び物の動きのための通路としての機能。沿道の土地、施設等への出入り、貨物の積み卸しのスペースとしての機能。

都市環境保全機能

都市のオープンスペースとしての住環境を維持する機能。

都市防災機能

災害発生時に被災者の避難及び救助のための通路としての機能。
災害の拡大を抑え遮断するための空間としての機能。

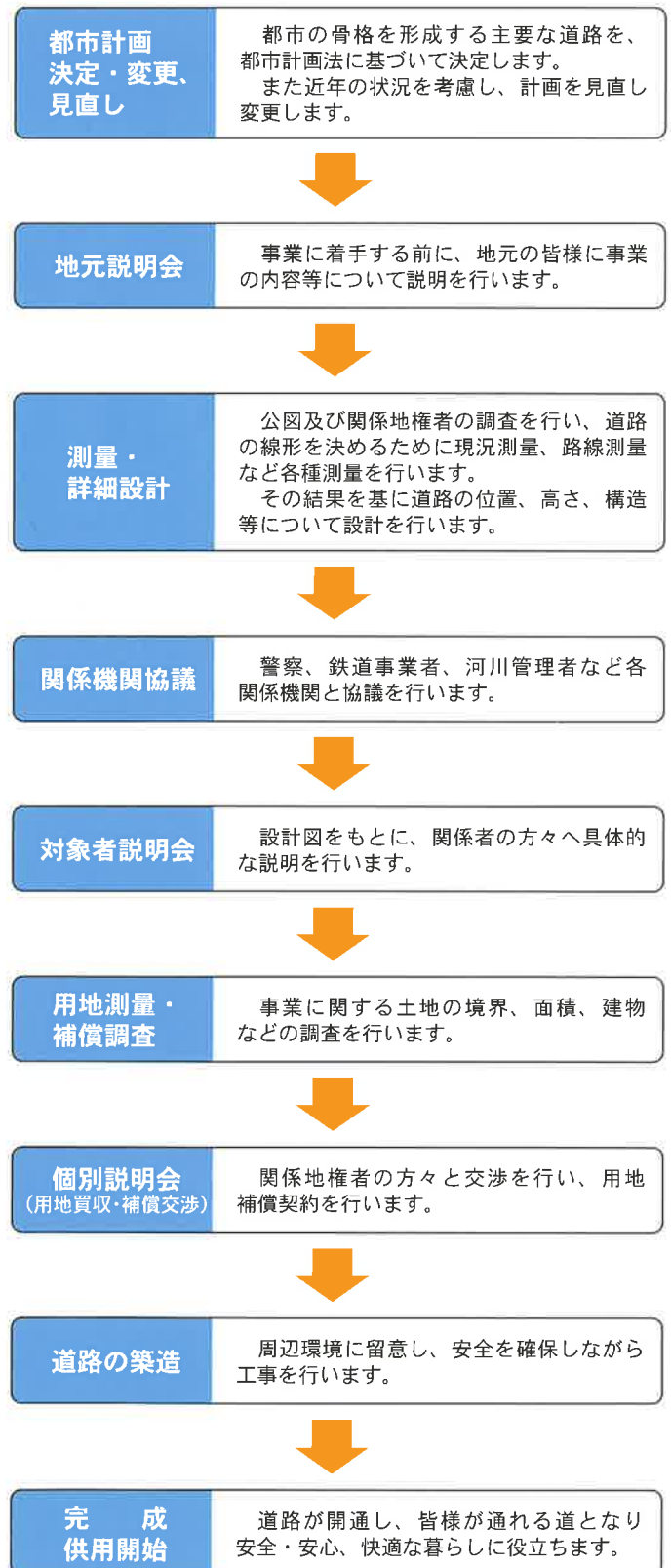
都市施設のための空間機能

電気、上下水道、電話、信号、案内板等を設置するための空間。

街区の構成と市街化の誘導

沿道の土地利用の高度化を促し、都市の面的な発展を誘導する。

2) 街路事業の流れ



周辺ご案内



公共交通機関

- JR 岐阜駅(北口)より「岐阜バス」で約20分
- JR 東海道本線・名古屋駅から西岐阜駅まで約23分

自動車

- JR 東海道新幹線・岐阜羽島駅および名神高速道路・岐阜羽島インターチェンジより車で約20分

公益社団法人 岐阜県都市整備協会

〒500-8384 藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎内

TEL 058-274-0080 FAX 058-274-2772

ホームページ <http://www.gifutoshi.or.jp>